

近代和風建築等総合調査費国庫補助要項

平成4年5月27日
文化庁長官裁定
平成6年7月8日
平成20年4月1日
平成27年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、主として明治以降に伝統的技法及び意匠を用いてつくられた住宅・公共建築・宗教建築等（以下「近代和風建築」という。）又は主として近代的技術によって造られた産業・交通・土木に関する構築物（以下「近代化遺産（建造物等）」という。）等について、その所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、地方公共団体が行う調査事業に要する経費に対して国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、当該地方公共団体に所在する近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）等の歴史的沿革、建築意匠・技法に関する調査事業とする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 調査経費

イ 測量、図化経費、調査報告書印刷経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

(1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(2) 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

なお、過疎法附則第5条に規定する特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置については、別に定めるものとする。

(3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体にあっては、補助対象経費の80%とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
近代和風建築等総合調査事業	調査経費	近代和風建築等総合調査	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 〇〇保険料	職員調査旅費 調査員旅費 会計年度任用職員を含む 調査の全部又は一部を委託する場合 文具 調査表作製費
	主たる事業費		共済費	調査員謝金 調査表作成謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 〇〇調査委託費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 測量費 〇〇調査委託 〇〇凶化費 印刷製本費	
	測量, 凶化経費		委託費 需用費	役務費 使用料及び賃借料 委託料	
	調査報告書印刷経費		需用費	印刷製本費	
	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	指導監督旅費 郵便, 電信電話料等
	その他の経費				